

## 窓口対応

	犬の登録が必要	ハガキあり	ハガキなし (犬の登録済)	市外からの転入 (注射もした場合)	・犬の登録だけする (注射前) ・鑑札、済票の再交付
①必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犬の登録申請書</li> <li>●手数料 3,550 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハガキ</li> <li>●手数料 550 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●注射済票交付申請書 (予防注射案内状なし)</li> <li>●手数料 550 円</li> <li>●犬の登録が確認できるもの(鑑札番号か過年度の注射済票番号を申請書に記入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録事項変更届出書</li> <li>●前住所地で交付された犬鑑札</li> <li>●注射済票交付申請書 (予防注射案内状なし)</li> <li>●手数料 550 円</li> </ul>	市役所 又は 臨時窓口  で手続
②渡すもの	鑑札・注射済票 愛犬手帳 袋 領収書	注射済票 袋 領収書	注射済票 袋 領収書	鑑札・注射済票 愛犬手帳 袋 領収書	
③申請書に交付した番号を記入					
④現金出納簿に記入					

※太枠の手続のみ受付する、という方針も可能です。

※領収書の発行名義人は受託者である必要があります。なお、他の診療費と合わせて発行することも可能です。

※転入の際、従前の鑑札がない場合は、市役所のみ受付が可能です。(臨時窓口でも受付できません。)

# 月例処理

